



みなみ

10

2013 October
No.91

わっしょい わっしょい♪

由岐の連続秋祭りスタート!!

——— 主な内容 ———

- 美波町人事行政の運営等の状況について … P2~5
- 「子ども・子育て支援新制度」について … P6
- 地域づくりセンター瓦版 …………… P9
- 由岐の連続秋祭りスタート …………… P14
- お知らせ …………… P15

美波町人事行政の運営等の状況について

美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年美波町条例第3号)に基づき、平成24年度の美波町の人事行政の運営等の状況の概要を公表いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成24年度の職員採用試験による採用者は6人(平成23年度審査実施)

(2) 職員の退職の状況

平成24年度における職員の事由別・職種別の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職	2人				2人
技能労務職					
計	2人				2人

(3) 職員数の状況

(単位:人)

区 分		職 員 数		対前年増減数	
		平成24年4月1日	平成25年4月1日		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0
		総 務	28	27	1
		税 務	5	5	0
		民 生	33	34	1
		衛 生	13	12	1
		農林水産	6	6	0
		商 工	3	3	0
		土 木	7	7	0
	小 計	96	95	1	
		教育部門	17	18	1
	小 計	113	113	0	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	病 院	51	52	1
		水 道	3	3	0
		下 水 道	2	2	0
		そ の 他	4	5	1
		小 計	60	62	2
合 計		173	175	2	

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2、職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成24年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 23年度の人件費率
平成24年度	7,717人	5,155,033千円	145,014千円	1,020,766千円	19.8%	19.6%

人件費とは、特別職の給与、各委員等報酬、職員給与、共済費などをいいます。

(2) 職員給与費の状況(平成24年度普通会計予算)

区 分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成24年度	113人	456,762千円	59,616千円	165,786千円	682,164千円	6,037千円

1. 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当等をいいます。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
3,331百円	3,890百円	44.4歳	3,025百円	3,343百円	49.7歳

(4) 職員の初任給・経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

区 分		初 任 給	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	172,200円	251,200円	298,467円	359,900円
	高校卒	140,100円	223,500円	277,910円	319,138円
技能労務職	高校卒	135,600円	-	258,400円	275,150円

(5) 級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

一般行政職

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	書 記	2	2.6
2 級	主 任	5	6.6
3 級	係 長	23	30.3
4 級	主査・課長補佐	23	30.3
5 級	上席課長補佐・課長	13	17.1
6 級	上席課長	10	13.2
計		76	100.0

技能労務職

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	技 能 職 員	0	0.0
2 級	高度な技能又は経験を必要とする	5	26.3
3 級	特に高度な技能又は経験を必要とする	14	73.7
計		19	100.0

(6) 職員手当の状況(平成24年4月1日現在)

期末勤勉手当と退職手当の状況

区 分	美波町 (平成24年度支給割合)			国 (平成24年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	6月分	1 225月	0 675月	6月分	1 225月	0 675月
	12月分	1 375月	0 675月	12月分	1 375月	0 675月
	計	2 60月	1 350月	計	2 60月	1 350月
	職務上の段階、職務の級等による加算措置有り			職務上の段階、職務の級等による加算措置有り		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23 50月分	30 55月分	勤続20年	23 50月分	30 55月分
	勤続25年	33 50月分	41 34月分	勤続25年	33 50月分	41 34月分
	勤続35年	47 50月分	59 28月分	勤続35年	47 50月分	59 28月分
	最高限度額	59 28月分	59 28月分	最高限度額	59 28月分	59 28月分
	その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2%~20%加算)		

その他の手当

特殊勤務手当	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	5.7%
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	8,700円
	手当の種類(手当数)	4
特殊勤務手当の名称		防疫等作業手当・放射線取扱手当・ 霊柩車特殊勤務手当・死体処理手当

区 分	内 容	
扶養手当	配 偶 者	13,000円
	配偶者のいない職員の扶養親族1人目	11,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
15歳から22歳までの者1人につき5,000円加算		
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の額に応じ 最高27,000円まで
通勤手当	自動車等を使用して通勤する職員で、通勤距離が片道2km以上の職員に支給	通勤距離に応じ、2,000円~ 最高24,500円まで

(7) 特別職の報酬等の状況

区 分	給料(報酬)月額	期末手当
町 長	691,200円 (768,000円)	6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 合 計 2.60月分 (役職加算有り)
副町長	572,000円 (615,000円)	
教育長	530,900円 (553,000円)	
議 長	261,000円 (269,000円)	
副議長	224,100円 (231,000円)	
議 員	186,300円 (192,000円)	

給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

勤務時間	始業時間	就業時間	休憩時間	休日
1日あたり 7時間45分 1週間あたり 38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 ・年末年始(12月29日~31日、1月2日及び3日)

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

区分	内容	休暇日数等
年次有給休暇		1暦年について20日(20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。)
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	3月を超えない範囲内で必要と認められる期間
特 別 休 暇 (主なもの)	結婚する場合	その都度必要と認める期間。ただし、5日を超えることはできない。
	産前産後の場合	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内、産後8週間まで
	子の看護をする場合	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護をする場合	職員の配偶者、父母、子等の介護が必要な場合、5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	親族が死亡した場合	親族により1日から7日の範囲内で必要と認める期間
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月までの期間内の連続する3日以内
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる日又は時間

年次有給休暇の状況(一般行政部門職員)

期 間	平均取得日数	消化率
H24.1.1 ~ H25.12.31	12.2日	31.1%

育児休業等の取得状況

区 分	育児休業		部分休業	
取得者数	4	(うち新規)1	0	(うち新規)0

4、職員の分限及び懲戒処分等の状況

処分者等の状況(平成24年度)

区 分		件数	区 分		件数
分限処分	免職	0人	懲戒処分	免職	0人
	休職	1人		停職	0人
	降任	0人		減給	0人
	降給	0人		戒告	0人
	計	1人		計	0人

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的としてなされます。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

5、職員のサービスの状況

サービスとは、職員が職務を行うことをいい、地方公務員法第30条では、サービスの根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。この根本基準の具体的な規定として、「サービスの宣誓」「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」のサービス上の義務が定められています。

6、職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成24年度職員研修実績

研修区分	講座数	受講者	研 修 内 容 等	
庁舎外研修	16	44人	・階層別研修	・パソコン研修 ・政策実務研修 等
庁舎内研修	6	189人	・人権講演会	・地域づくり研修 ・防災研修 ・財務研修 等

(2) 勤務成績の評定の概要(平成24年度)

実施していません。

7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H24.4.1 ~ H25.3.31)

区 分	受診者数
定期健康診断	115人
人間ドック	61人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福 祉 事 業 内 容
市町村職員共済組合	保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、貸付事業、積立年金事業

互助会会員数 (平成24年4月現在)

事業団体	会員数	掛金・補助金率
市町村職員互助会	171人	給料月額 × 3/1000 × 12月
徳島県教職員互助会	4人	上限3,000円 × 12月 (掛金のみ)

公費支出状況

年度	負担額	会員一人当たり
平成24年度決算	1,365千円	12,080円

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数 (平成24年度)

区 分	件数
公務災害	6件
通勤災害	1件

公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成24年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成24年度)

該当なし

税務署からのお知らせ

◎平成25年分 年末調整説明会

日 時 11月18日(月) 13:30~15:30
場 所 南部県民局 美波庁舎 2階大会議室
対象地域 美波町、牟岐町

◎「税を考える週間」

期 間 11月11日(月)~11月17日(日)
テ ー マ 「税の役割と税務署の仕事」
実施内容 1. インターネットを活用した広報
2. 関係民間団体との連携
3. 税に関する優秀作文表彰
4. 税の作品展

◎国税電子申告・納税システム (e-Tax)

- ① 自宅や事務所からインターネットを利用して、所得税、消費税及び地方消費税、法人税及び復興特別法人税、贈与税、酒税及び印紙税の申告
- ② 全税目の納税
- ③ 申請・届出等
の各種手続きをすることが出来ます。



◎ICT化を通じた納税環境の整備

「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」の改善のほか、国税庁のホームページにより、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税意義や税法の知識、手続等について様々な情報提供を行っています。また、ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用した電子納税といった多様な納付手段を導入しています。

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎0884-22-0414

「子ども・子育て支援新制度」について

平成24年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、8月22日に公布されました。この3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートする予定です。

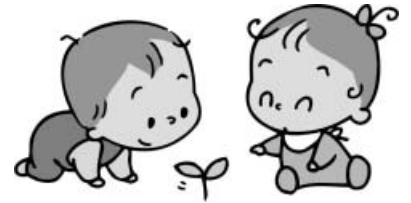
子ども子育て関連3法

新制度の創設に関する次の3つの法律をあわせて「子ども・子育て関連3法」とよばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（通称：認定子ども園法の一部を改正する法律）
3. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（通称：関係法律の整備等に関する法律）

新制度が目していること

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実



美波町での取組

【ニーズの把握】

美波町では、町民の皆様の子育ての状況や、どの程度の施設やサービスが必要とされているかなど、子育て支援のニーズを把握するため、子育て家庭を対象としてアンケート調査(11～12月頃実施予定)を行います。

※ご家庭に調査票が届きましたら、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

【事業計画の策定】

アンケート調査の結果をもとに、国が定める基本指針に基づき、平成26年度に新制度の根幹となる「美波町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【子ども・子育て会議の設置】

子ども・子育て支援に関する施策の推進などを審議する機関として、「美波町子ども・子育て会議」を設置しました。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

難病医療講演・医療相談会

病气や治療、福祉サービスなどのお悩みはありませんか？ ご相談や関心のある方は、どなたでもご参加ください。

開催日：平成25年 11月3日(日)

場 所：南部総合県民局 美波庁舎（海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1）

12:30～13:30 医療講演会 演題 「パーキンソン病の治療」
講師 あおぞら内科 馬木 良文 医師

13:30～16:00 医療相談会 <神経内科医> あおぞら内科 馬木良文 医師
徳島病院 足立克仁 医師
<理学療法士> 大島青松園 泰地治男氏
<ソーシャルワーカー> 稲次整形外科病院 伊藤千恵氏
<当事者相談(ピアカウンセラー)> 患者相談員 10名

【お申込先】 とくしま難病支援ネットワーク事務局 TEL・FAX 088-692-0016

【主 催】 徳島県・とくしま難病支援ネットワーク（南部総合県民局保健福祉環境部<美波>）

高齢者インフルエンザ予防接種について (お知らせ)

予防接種法に基づき、高齢者の方にインフルエンザの予防接種を実施します。
ご希望される方は下記をお読みのうえ、希望する実施医療機関に直接お申込みください。

1. 対象者 美波町に住所を有する方で次に該当する方
① 65歳以上の方
② 60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方
2. 助成期限 平成25年10月1日～平成26年2月28日
(※実施期間や時間帯は、医療機関によって異なります。)
3. 個人負担金 1,000円 (※ただし1.の対象者に該当する生活保護受給者は免除)
4. 接種申込先 郡内の医療機関の中で、希望する実施医療機関に直接、お申込ください。
(健康手帳をご持参ください。)
5. 実施医療機関 予防接種は下記の病院でお受けください。

※接種前に診療時間等をあらかじめご確認の上、お申し込みください。

<p>イワキ医院 美波町日和佐浦64-2 (☎77-0005)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～金) 午前9:00～午前11:30 午後2:00～午後4:30 (土曜日) 午前9:00～午前11:30</p>	<p>日和佐病院 美波町奥河内字井ノ上20 (☎77-1212)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～金) 午前9:00～午前11:30 午後3:00～午後5:00</p>
<p>富田病院 美波町西河内字月輪129-4 (☎77-0368)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～金) 午前9:00～午前12:00</p>	<p>由岐病院 美波町港町西1 (☎78-0075)</p> <p>★接種日 〔11月11日〕 午後1:30～午後4:00 〔11月18日〕 午後1:30～午後4:00 〔11月25日〕 午後1:30～午後4:00</p>
<p>ヒワサクリニック 美波町西河内字丹前102-2 (☎74-7518)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～水・金) 午前9:00～午前12:00 午後2:00～午後5:00 (土曜日) 午前9:00～午前12:00</p>	<p>阿部診療所 美波町阿部306-1 (☎78-0203)</p> <p>★接種日 〔10月25日〕 午後1:30～午後3:30 〔11月8日〕 午後1:30～午後3:30</p> <p>伊座利地区 〔11月6日〕 午後2:00～午後2:30</p>

海 陽 町	海南病院	☎73-1355	牟 岐 町	県立海部病院	☎72-1166
	大里医院	☎73-3102		玉真病院牟岐診療所	☎72-2856
	寿満内科クリニック	☎73-3741		北川医院	☎72-0260
	いしもとファミリークリニック	☎74-3503		小柴外科胃腸科医院	☎72-3311
	野田医院	☎73-1221		美海クリニック	☎72-3939
	穴喰診療所	☎76-2028			
	折野胃腸科内科	☎76-2249			

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

11月5日から町内放送が変わります!!

広報8月号でお知らせしましたとおり、美波町では大雨や台風による風水害、地震などといった災害に備えるため、防災行政無線のデジタル化整備工事を今年度実施しています。工事では、本庁・支所の他に町内46箇所の屋外拡声子局（行政情報等を放送しているスピーカ付の電柱）の更新を順次行っていきます。それに伴い、11月5日（火）からは新しい放送設備から放送を行うため、サイレンやチャイムの音が変わります。家庭内では、告知放送端末から流れます。

屋外拡声子局の工事に際しましては、作業車の騒音や通行の妨げ、また、工事中の屋外拡声子局は放送が出来ないため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

工事概要は次のとおりです。

- 工事期間：平成25年10月上旬～平成26年1月下旬
（上記工事期間で1箇所あたり2～3日程度）
- 工事時間：9：00～17：00
- 工事内容：電柱の建替えと防災行政無線装置（スピーカ等）の取付け
- 工事会社：西日本電信電話株式会社徳島支店
住所：海部郡美波町奥河内字弁財天54-1 NTT日和佐ビル
電話：0884-77-1253（土日・祝日を除く9：00～18：00）

◆デジタル防災行政無線のチャイム（試験運用）について

平常時には、昼（12：00）・夕方（17：00）の定時に防災行政無線を使ってミュージックチャイムを鳴らします。これは、防災無線が故障した際に早急に復旧が行えるようチェックするとともに、時間をお知らせする合図の役割として、特に夕方は子供の帰宅を促します。

※工事が完了した屋外拡声子局から順次デジタルに切り換えていきます。工事期間中は、度々試験放送が流れることがありますが、町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 役場消防防災課 ☎ 77 - 3619

地域づくりセンター瓦版

「防災まちづくり講演会」開催

平成19年度から継続的に美波町を来訪されている神奈川大学経済学部佐藤孝治教授をお招きし、8月2日(金)、由岐公民館において「防災まちづくり講演会」を開催、60名余の方にご参加いただきました。

佐藤教授には、『東日本大震災の社会経済的な影響－南海トラフ巨大地震に備えて三陸沿岸の経験から学ぶこと－』と題して、ご講演いただきました。

三陸沿岸の経験から学ぶこととして、人口減少・高齢化の進行した地域での減災や事前復興まちづくり、役所・学校・病院・避難所等の安全対策の再確認、避難所や仮設住宅での高齢者の健康・寒冷対策・孤独対策、女性のための防災対策などを強調されていました。

地域づくりセンターでは、今後も持続可能なまちづくりに関する講演会等を開催していきますのでご期待ください。



「平成25年度 JICA 集団研修」開催

独立行政法人国際協力機構(JICA)の集団研修として、8月28日(水)、12カ国の研修生が由岐湾内を訪れました。

徳島県南部総合県民局津波減災部より、徳島県南部地域における防災・減災への取組について説明があった後、徳島大学・美波町地域づくりセンターの誘導のもと、由岐湾内の町や防災施設を歩きながら見て回りました。

昼食後、由岐湾内3地区自主防災会の取り組みについて説明があり、由岐湾内3地区自主防災会会長との意見交換も行いました。研修生からは、自主防災活動の工夫や苦勞、運営や活動資金の確保の仕方などについて質問が沢山あがり、有意義な研修となりました。

地域づくりセンターでは、美波町内外からの研修・視察を人数・所属を問わず受け入れておりますので、お気軽にご相談ください。



防災Topics

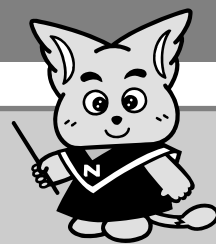
「特別警報」運用開始

気象庁は、近年の大規模災害時における警報発表に対する効果の反省を踏まえ、8月30日(金)から新たに「特別警報」の運用を開始しました。

「特別警報」は、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や高潮、地震や津波等(「東日本大震災」における大津波や「伊勢湾台風」の高潮、「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当)が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

「特別警報」が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。ただちに命を守るための行動をとってください。

国民年金だより



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます

～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117 もしくは ☎03-6700-1130

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付を お忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこ

の証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成25年1月～12月中に納めた保険料全額です。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子様)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成25年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613
由岐支所住民室 ☎ 78 - 2212

敬老の日記念式典 ～元気で長生きしてね♪～

美波町コミュニティホールで6日、敬老の日記念式典が開かれました。

影治町長が祝いの式辞を行った後、100歳以上の長寿者をはじめ、白寿(99歳)や米寿(88歳)、喜寿(77歳)を迎えた246人に記念品を贈呈しました。

また、式典の後、八多病院の杉本順子院長による記念講演もありました。



平成 25 年度から

美波町で地籍調査が始まりました!!

美波町では、平成 25 年度から地籍調査業務に着手しています。

1. **対象地区** 日和佐浦の一部、奥河内字本村、赤松字新発谷
西由岐字西及び東、西の地字西地及び東地、港町の全部
2. **作業内容** 地籍調査（一筆地調査、準備工程）
3. **作業期間** 平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月（予定）

平成 25 年 11 月ごろに、赤松字新発谷において いっぴつ ちちようさ 一筆地調査 を実施します。
一筆地調査 とは、一筆ごとの土地について、土地所有者の皆さんと立会いを行い、所有者、地番、地目、境界を確認し、境界杭を設置する調査です。



— 境界確認 —



— 境界杭設置 —

新発谷の隣接地である土地所有者（高瀬、新発口、阿地屋、耳瀬、久望の各一部）も対象となります。関係者には、別途通知をします。

その他の地区は、準備工程となっています。

通常的地籍調査は、小字ごとに 2 年単位で登記まで完了するよう実施します。
今回は、地震、津波対策として重要な住宅密集地区が含まれるため、平成 25～27 年度の 3 年間で予定しています。

ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。



お問い合わせ先

- ①現場における作業関係等に関すること
株式会社 松本コンサルタント 国土調査 3 課
☎ 088-626-0788
- ②地籍調査業務に関すること
役場建設課 用地係
☎ 77-3618

シリーズ地籍調査！ その4

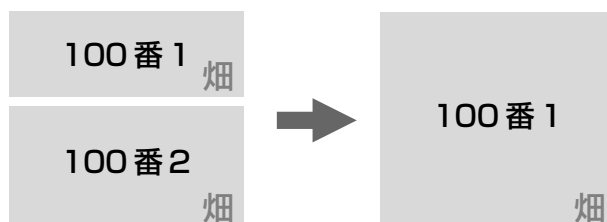


地籍調査で出来ること、出来ないこと

1. 地籍調査で出来ること

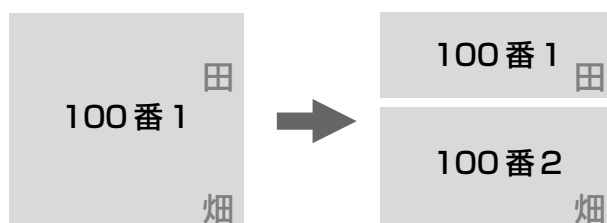
①合筆ごうひつ

隣接する二筆以上の土地で、字、現況地目、所有者が同一である場合は、一筆にまとめることができます。合筆後は原則として若い地番になります。ただし、所有権以外の権利(抵当権など)が設定されている場合は、できないこともあります。



②分筆ぶんびつ

一筆の土地の中に現況の土地利用が異なった部分があるか、管理上はっきりした分けがある場合には、二筆以上に分けることができます。ただし、所有者は変更できません。



③地目の変更ちもく

登記簿の地目と現況の土地利用が異なっている場合は、現況の地目に変更することになります。ただし、農地法などの他の法律の規定により変更できない場合があります。

2. 地籍調査で出来ないこと

①所有権の移転しゅゆうけん

相続・贈与・売買などの所有権の移転を行うことはできません。

②抵当権などの解除ていとうけん

所有されている土地に、抵当権や地上権が設定されている場合の解除はできません。

※公図にある里道(赤線)・水路(青線)は、たとえ現況が残っていても、用途廃止をしない限り、これを無くすことはできません。

現況が残っていない場合は、資料や近隣の状態を確認し幅員等を決めることになります。

— 地籍調査！ (あなたの土地を再確認) 子や孫に **悔い** を残さず **杭** 残そう！ —

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課用地係 ☎ 77-3618

由岐の連続秋祭りスタート!

由岐地区では、9月7日から行われる田井白鳥神社の秋祭りを皮切りに各地域で連続して秋祭りが行われています。西の地岡崎神社の秋祭りでは、9月13日午後から神輿や鬼が町内を練り歩き、同地区にある由岐保育園の園児たちを楽しませました。保育園の園児たちによる子ども神輿も登場し、大人たち顔負けの威勢のいい声を町内に響きわたせました。また、9月14日から3日間行われました西由岐八幡神社の秋祭りでは、最終日(16日)、前日の台風18号の影響も感じさせない迫力溢れる神輿の浜入りを見せ、観客を魅了させました。他にも続々と各地域で秋祭りが行われ、地域の人々を楽しませました。10月13日(日)からは、伊座利地区において秋祭りが行われます。

西の地岡崎神社秋季例祭 (9月13日、14日)



西由岐八幡神社秋季例祭 (9月14日~16日)



木岐八幡神社秋季例祭 (9月14日、15日)



阿部宮内神社秋季例祭 (9月21日~23日)



●美波町医療保健センター
基本設計業務

公募型プロポーザル公開
ヒアリングのご案内

現在、美波町では、美波町医療体制整備方針に基づき美波町医療保健センター整備方針を策定、旧日和佐高校跡地に美波町医療保健センター建設に向けて作業を進めております。

設計業者の選定は、参加資格及び条件を満たす設計者を公募により募集し、審査委員による第一次審査、第二次審査により業者選定を行います。

つきましては、第一次審査で選定された5者程度による第二次審査(プレゼンテーション)(発表時間15分、質疑応答20分)を下記のとおり行います。

見学は自由です。なお、質疑応答につきましては、当プロポーザル審査委員が行う質疑応答であり、見学者が質疑を行えるものではありません。

日時

10月27日(日) 午後1時～

場所

美波町コミュニティホール

お問い合わせ先

役場総務企画課

☎ 77-3611

平成26年版「農業日誌」
「ファミリー日誌」新農家
暦」の予約受付について

「農業日誌」「ファミリー日誌」「新農家暦」の購入を希望される方は、役場へ直接お申し込みください。電話、または窓口にて氏名・住所・電話番号・冊数をお伝えください。

申込期限は、10月28日(月)です。申込みをされた方には、役場に届き次第、ご連絡します。11月中旬を目安に届く予定です。

価格
農業日誌 一、四七〇円
ファミリー日誌 一、四七〇円
新農家暦 五〇〇円



申込・お問い合わせ先

役場総務企画課

☎ 77-3611

モラロジー生涯学習セミナー
「心新たに生きる」

人間の利己心を正しい知恵と慈愛の心を育むことにより克服し、豊かな人生を歩むための気づきを得ることを目的としてセミナーを開催します。

日時 10月18日(金)・19日(土)
午後7時20分～午後9時30分
(受付午後6時30分)
内容 10月18日(金)

◆「健康に生きる為の食生活について」

◆第1講

品性の向上と最高道徳

10月19日(土)

◆第2講

利己心を克服し 悲の心を育てる

◆第3講

感謝の心で生きる(1)

いのちを育てるもの

感謝の心で生きる(2)

～社会生活・精神生活を支えるもの～

場所 日和佐公民館

参加費

1000円 (別途テキスト代270円)

主催

公益財団法人モラロジー研究所

後援

文部科学省、県教委、美波町他

申込先・お問い合わせ先

美波モラロジー事務所

☎ 77-0456

無料調停相談所の開設
について

牟岐調停協会では、民事、家事に関する問題についての無料

調停相談所を開設します。

民事問題、家事問題でお困り

の方はお気軽にご相談にお越し

ください。

【無料調停相談所】

日時

11月6日(水) 午前10時～午

後3時

場所

牟岐町海の総合文化センター

1階 大会議室

相談の内容

民事問題

(土地建物交通事故、金銭など)

家事問題

(離婚、相続、親子関係など)

相談担当者

弁護士を含む調停委員 8名程度

お問い合わせ先

牟岐調停協会(牟岐簡易裁判所内)

☎ 72-0074

長期使用の扇風機で火災が発生して
います 使用中の古い扇風機に御注意ください

製造から35年以上経過した扇風機で、今夏既に7件の火災事故が発生しています。長期使用により電気部品が経年劣化し、出火するおそれがあります。

古い扇風機は、異常な音や振動、においなど製品の変化に気づいてください。異常を感じたら直ちに使用を中止し、製造

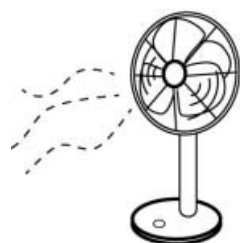
事業者や販売店に連絡してください。

涼しくなって扇風機を片付け

る際には、製造年などを確認

し、古い扇風機については買い

替えをお勧めします。



漁業センサスを実施

平成25年11月1日現在で、2013年漁業センサスを実施します。

調査員がお伺いしましたら、

ご協力お願いします。

漁業センサスは、日本の水産行政施策の推進のために役立てることを目的とした統計調査です。日本の漁業の現状を把握し、これからの水産業の未来のために役立てます。



漁業センサス

教育委員会からのお知らせ

10月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成25年10月31日(木)
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

平成25年度 美波町成人式

- 日時 平成26年1月3日(金)
- 場所 美波町コミュニティホール
- 該当される方 平成5年4月2日～
平成6年4月1日生まれの方

【お問い合わせ先】

日和佐公民館 ☎ 77 - 0028

11月 まちの相談カレンダー

7日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター
12日	火	人権相談 (9:00～12:00) 日和佐隣保館
14日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター
21日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐隣保館
28日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

(受付日/月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日休)

連絡先/美波町社会福祉協議会 ☎ 77 - 0342
由岐支所 ☎ 78 - 1792

町民文芸

由岐句会

処暑の胃に粥の優しき夕餉かな
薄刃研ぐ染めてこの世の秋夕焼
海老網を仕掛ける傘寿山たし
漁夫の声荒々しくて鶉高音
桐一葉しるべ石ある登り口
長き夜や寝れぬ一時書を読んで
暑月夜檣灯一つ点りをり
「しんどい」は母の口癖処暑の日々
法要の僧代替りちちる虫
いわし雲空港の上流れゆく
白粉花咲いて娘のおらぬ里

森 浄子
中川 秀司
住谷 喜舟
米山 玉子
由岐 亮子
松内 きぬ
戎谷 久代
戎谷 利公
下町 昭
松内 純魚
森本富美子

木岐句会

路地裏の間をまさぐる虫の秋
九十の齡重ねて震災忌
早咲きのコスモス可憐児等はしやく
久方の父母の墓参や彼岸花

青山 文夫
三谷 静枝
湊 とおる
森 延子

日和佐短歌会

想い出の語り草なる煙突の現実も消えて昭和がかすむ
我が家のミカンに吹ける風の音がそけく聞こゆ夏の夕暮
いつになく猛暑つづきの稲刈りも終えて雨降りひと日安らく
兄の吹くしゃばん玉追う幼子が取らんと空へ両手を伸ばす

福井 郁子
小延 恭弘
栗林 和子
本庄たゑ子

投稿 (短歌)

この次に繕う人の目印に釘の頭を浮かせておきぬ

下町 昭

日和佐句会

露しとど語り合い行く老二人
明け方の窓いつぱいに鱗雲
露けしや琴の音びく夢ホール
露けさや静かに暮れる過疎の里
土用干しの梅干す妻も八十路かな
阿波踊り逆さに揺らす水都かな
露けさや見つけし宵の星ひとつ

兄弟のくりくり坊主千日香
秋遍路休む木陰は風の道
つくつく法師声のかぎりに鳴きて止む
海亀終り上陸地点手を合わす
河川敷あさがおどつと咲き揃う

岡本 真砂
白河 輝女
本庄 潮乃
橋本たかき
福井 咲希

時雨庵俳句会

コスモスや口答えする四歳児
事もなく喜雨をもらいて厄日過ぐ

勝瑞 高春
名田みや女



町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。原稿は前月の20日前後までに提出してください。

■図書館カレンダー

10月の予定							休館日
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

11月の予定							休館日
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

- 『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで
土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで
- 『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

図書館だより

No.091
2013年10月号



山下恒夫・美千子
写真二人三脚展

野鳥たち

10月3日(木)～10月31日(木) 2Fギャラリー

■新着本

- もう一枝あれかし
- さいとう市立さいとう高校野球部
- 鏡の花
- 明治・妖モダン
- 祈りの幕が下りる時
- ゼツメツ少年
- 傷
- 海と月の迷路
- 11/22/63
- ともえ
- 生きることはおもしろい
- かの名はボンパドール
- サイバー・コマンドー
- タイド
- 高砂 なくて七癖あって四十八癖2
- 美女入門金言集
- 漂流者たち
- 上石神井さよならレヴォリューション
- 検察側の罪人
- 恋しくて Ten Selected Love Stories
- DS刑事3 三つ子の魂百まで殺人事件
- つぎはぎプラネット

あさのあつこ
あさのあつこ
道尾秀介
畠中 恵
東野圭吾
重松 清
堂場瞬一
大沢在昌
スティーヴンキング
諸田玲子
五木寛之
佐藤賢一
福田和代
鈴木光司
宇江佐真理
林真理子
柴田哲孝
長沢 樹
雫井脩介
村上春樹 編訳
七尾与史
星 新一
等等

■児童本

- あのな、これはひみつやで!
- あいすることあいされること
- おへそのあな
- どんぐりむらのどんぐりえん
- ぼくは
- パンダ銭湯
- てつぞうはね
- つくもがみ
- うぶめ
- いじめっこ
- 都会のアリス
- お面屋たまよし
- いつかかえるになる日まで
- おれのミュージック!
- すなばのスナドン
- 空を飛んだ男の子のはなし
- くすのきしげのり
- 宮西達也
- 長谷川義史
- なかやみわ
- 藤野可織
- tupera tupera
- ミロコマチコ
- 京極夏彦
- 京極夏彦
- ローラ・ヴァッカロ・シーガー
- 石井睦美
- 石川宏千花
- 栗本 薫
- にしがきようこ
- 宇治 勲
- サリー・ガードナー

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733



美波町HP
QRコード

発行 美波町 編集 美波町総務企画課
〒779-2395 徳島県海部郡美波町
<http://www.town.minami.tokushima.jp>

印刷 森本印刷
☎ 77-3611
〒 77-1666

人口と世帯 (平成25年9月30日現在)

	人口	前月比
人口	7,637人	(-23)
男	3,552人	(-13)
女	4,085人	(-10)
世帯数	3,480世帯	(-6)

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

今月の納税

納付期限 10月31日(木)

●国民健康保険税 第3期分

死亡

出生

婚姻

人口動態

個人情報保護のため人口動態・社協

だよりはホームページでは公開しま

せん。

社協
だより

ITの力でまちづくり ～サテライトオフィス進出～

サテライトオフィス誘致を進める美波町に3社目として進出するIT企業・(株)鈴木商店が14日、恵比須浜にサテライトオフィス「美雲屋(みくもや)」を開所しました。

築150年の趣ある古民家を改修したオフィスは、内装もスタイリッシュに改装され、こだわった造りとなっています。開所式で行われた内覧会では、訪れた町民の方々を驚かせました。



オフィス名の「美雲屋」は、美波町の“美”と鈴木商店の中核事業であるクラウドを表す“雲”を掛け合わせたものになっています。オフィスには、3名の社員が常駐し、システム開発などを行う予定です。

輝く“美波人”

8月1日(木)、香川県高松市で開催された「平成25年度 電気保安功労者中国四国産業保安監督部四国支部長表彰式」において、西田裕さん(奥河内)が個人の部で表彰されました。西田さんは、西田電気工業所を営み、町の電気保安活動にご尽力いただいております。

